

京都市告示第513号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成29年1月19日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人司美会くみこクリ ニック 四条烏丸分院	下京区四条通東洞院東入立売西町66番地 京都証券ビル6F	平成28年5月 11日
松繁歯科	下京区中堂寺櫛笥町6	平成29年1月 1日
あおい薬局西賀茂店	北区西賀茂水垣町30番地1 ジャルディ ーノ水垣1F	平成28年11月 20日
スギ薬局四条河原町店	中京区河原町通蛸薬師下る塩屋町343番 地1	平成29年1月 1日
松井薬局 西院店	右京区西院高山寺町1番地1	平成28年12月 1日
ナズミ薬局	山科区西野榎本町12番地6	平成29年1月 1日
訪問看護ステーションモア	北区紫竹西大門町29-1	平成28年12月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)